

「放課後子どもプラン」平成20年度予定額の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と緊密な連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を着実に推進するため、文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度に引き続き、20年度においても必要経費を措置。
- 実施主体である市町村において、学校の余裕教室や地域の児童館、公民館等も活用して、地域のボランティアなどの協力を得ながら、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

平成20年度予定額のポイント

※【】内が
事業担当省

「放課後子どもプラン推進事業」

事業内容	放課後子ども教室推進事業 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣 旨	▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 ▽全国全ての小学校区での実施に向け、20年度も必要な支援措置を講じる。	▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定) ▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。
予定額	77.7億円(68.2億円)	186.9億円(158.5億円)
か所数	15,000か所[5,000か所増]  原則としてすべての小学校区での実施を目指す  20,000か所[前年度同]	
ソフト面	○全国展開に向けた取組支援 ・全小学校区での実施に向け、残りの5千カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援 ○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実 ○安全管理員等への支援の充実 ・地方がより取り組みやすくなるよう、謝金単価を充実	○長時間開設加算の改善 ・夏休み等の長期休業期間や授業日(平日)の延長時間に応じた加算制度の創設・改善 ○発達障害児等の受入の更なる推進 ・障害児対応の指導員をクラブ単位での配置から、市町村の責任の基に配置する補助方式に変更 ○長期休業期間中の開所促進や大規模クラブの解消 ・250日未満開所のクラブや71人以上の大規模クラブへの21年度での補助の廃止
ハード面	○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の実施	○学校の敷地内等に新たに施設を設置する際の創設か所数の増 ○設置・実施主体制限の緩和 ・「市町村」→「市町村、社会福祉法人等」

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

「放課後子どもプラン」取組事例 【東京都品川区“すまいるスクール”】 ～留守家庭等児童を包含する一体的な取組～

＜主旨＞

「家では一人でテレビゲームばかり」「塾や習い事で友だちと一緒に遊べない」「大勢の友だちと遊びたい」「土曜日はどうして過ごそうか」「自宅でなかなか学習ができない」、そのような声に応え、平成13年度より「すまいるスクール」を開設しています。

学校施設を活用し、放課後や土曜日、夏休みや冬休みなどに児童が、一緒にのびのび過ごせる居場所です。遊びやスポーツだけでなく、学習も含め魅力有る内容で実施しています。放課後児童健全育成事業としても位置づけ、さらに充実を図っています。

【概要】

実施箇所

区内全小学校(40校)で実施
小学校内のすまいる専用室、校庭、体育館などを活用

対 象

小学1年生から6年生までの児童を対象
区内在住の国立や私立の子も対象

事前の届出

参加登録申込書を提出
登録時参加費、保険料として1,100円が必要

おやつ、連絡帳

原則として無し

利用時間

- ・学校がある日 放課後 ～午後5時まで
(留守家庭等は6時まで)
- ・学校が休みの日 午前9時～午後5時まで
(留守家庭等は午前8時半から)

参加人数

H19. 6

すまいるスクール

8,381人

うち他校在籍児童 53人

うち留守家庭 4,494人

区内児童数約1万2千人のうち、約8千4百人が登録(約7割)

【職員配置】H19. 6現在

区(教委)職員(指導員)42名(正規40名、再任用2名)←元、「放課後児童クラブ」指導員
非常勤職員(教員免許等有資格)60名

非常勤職員(教員免許等無し)72人 ← 31校は人材派遣会社(テンプスタッフ(株)等)へ委託し、
別途人材を確保(1校7～8人の体制)

【活動内容】

「フリータイム」

プレイルーム等の室内では折り紙、お絵かき、オセロ、自習、学習など自由に過ごします。
授業に使用しない場合は、校庭や体育館でも体を動かして遊ぶことができます。

「勉強会」

算数や国語の授業の復習などをします。時間は約45分。各学年週1～2回あります。(週1回の学年－500円／月、週2回の学年－800円／月)

「教室」

パソコン、英会話、軽スポーツなど、学校ごとに各種教室を実施します。(教材費等実費)

【実施例】

7月の予定表

月	火	水	木	金	土
2	3 勉強会3年生300 勉強会5年生400	4 勉強会4年生300 勉強会5年生400 七夕がざり～6日	5 勉強会2年生300 すまいる保護者会 4:00～	6 勉強会1年生200	7 ゲートボール 教室1000～★
9	10 勉強会3年生300 勉強会5年生400	11 勉強会4年生300 勉強会5年生400	12 勉強会2年生300 囲碁・将棋教室 4:00～	13 勉強会1年生200	14 ★
16	17 勉強会3年生300 勉強会5年生400	18 勉強会1年生200 勉強会4年生300 勉強会5年生400	19 勉強会2年生300	20 終業式 給食終了(学校)	21 ★
23 ★ 夏休み開始 勉強タイム9:00 ～9:45	24 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	25 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	26 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	27 ★ 勉強タイム 工作を楽しもう 10:30～	28 ★ 料理教室 10:30～
30 ★ 勉強タイム	31 ★ 勉強タイム				

★印の日は、午前9:00から利用できます

「放課後子どもプラン」取組事例

【東京都豊島区“子どもスキップ”】

豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画

平成17年4月に、子どもの視点に立った施策の展開、家庭での子育ての充実と、学校等での生活の充実と各施設の有効活用、地域ぐるみで子どもたちの成長への関わりと子育て支援という理念(ねがい)のもとに策定。(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)

豊島区子どもプランに基づいた事業計画

【子どもスキップ(SKIP:Space for Kid's Ideal Play)】

(子どもスキップとは)

小学校施設を活用して、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開し、児童の自主的な参加のもとに遊びを通して子どもたちが交流を広げる事業。

【子どもスキップの運営内容】 **ポイント:学童クラブと全児童対策が併存**

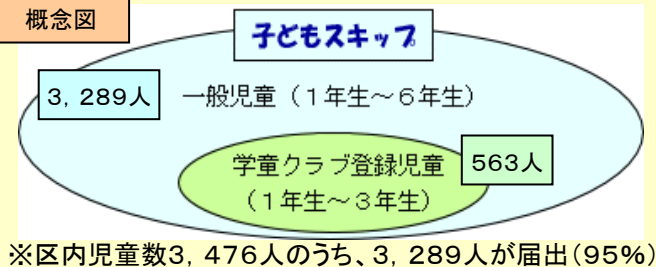
実施場所

区内12箇所(平成19年6月現在)
＜小学校の教室、校庭、体育館、図書館などを活用＞

対 象

小学1年生から6年生までの児童を対象

概念図



事前の届出

利用希望者は、利用を希望する子どもスキップ(各小学校区毎)への事前の届出が必要。

活動場所

- ①拠点となる部屋(教室等を活用)
コアスペース(事務スペース・学童クラブスペース)
セカンドスペース(一般利用児童の使用するスペース)
- ②校庭、体育館 ③その他図書室等
(学校開放の一環として実施)

活動内容

セカンドスペース:ボードゲームなどの遊具や本を用意
校庭:野球やサッカー、一輪車 など
体育館:バドミントンやバスケットボール など
その他:定期的に特色あるプログラムの実施

利用時間(一般利用)

- ・月曜日～金曜日 授業終了後～校庭開放終了時
- ・夏休み・冬休み 午前10時～校庭開放終了時
- ・土曜日 午前10時～午後5時

※ 学童クラブについては、月額として利用料3,000円、間食料1,000円(希望者)が必要。(学童クラブ以外は無料)

地域子ども懇談会

地域の教育力向上のため、各小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を設置し、事業へのアドバイスや子どもたちの見守り等について地域の協力を得る。(年間2～3回程度開催)

【構成員】町会長、育成委員、児童委員、学校長、PTA会長、行政

【具体的な活動】ボランティアマップの作成、「放課後子ども教室」開催の手伝い、下校の際の見守り 等

子どもスキップの実施

学校や施設の状況に応じて下記の3パターンで実施

【隣接型】

学校と至近距離にある公的施設(旧児童館等)と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン

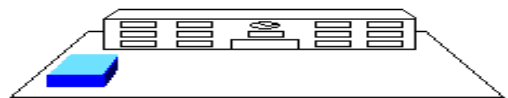


コアスペース
(学童クラブ専用部屋)
セカンドスペース
(全児童の活動部屋)

校庭・体育館等
(全児童の活動場所)

【敷地内型】

学校敷地内にある施設と、校舎内の教室や校庭・体育館などを使って事業展開するパターン



【校舎内型】

学校内の教室と、校庭・体育館などを使って事業展開するパターン



「放課後子どもプラン」取組事例【岐阜市「放課後チャイルドコミュニティ」】

事業の内容

・3つの事業を
「放課後チャイル
ドコミュニティ」
として実施

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、子どもに体験の場・交流の場・遊びの場を提供する

放課後学びの部屋

放課後の図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習ができる場を提供する

留守家庭児童会

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する

岐阜市放課後チャイルドコミュニティ推進委員会

〔委員〕

小学校長会、自治会、青少年育成市民会議、民生委員協議会、公民館連絡協議会、PTA関係者等

〔検討の内容〕

- ・事業の実施方針、事業計画、安全管理策、研修会等を検討
- ・実態の把握、問題点の克服方法、実施後の評価等を検討

推進コーディネーター

支援

運営委員会(各小学校区)

相談

校区コーディネーター

地域の方々(青少年育成市民会議、民生委員、PTA、コーディネーター等)からなる委員会を設置し、プランの策定、活動内容等について実施・検討

円滑な実施を図るため、連絡調整、ボランティア等の確保、活動プログラム等について指導・助言

実施・検討

調整

うずら

鵜小学校での取組事例

放課後子ども教室推進事業

〔対象〕

1年生～6年生の希望する児童

- ・授業が終了次第、順次活動場所に集合
- ・放課後子ども教室開始までは自由遊び

14:00

のびのびうずらっこ

〔場所〕

・体育館、運動場、余裕教室等

〔活動内容〕

・ゲーム、工作、ニュース
ポーツ等

〔指導体制〕

・安全管理員、地域ボラン
ティア

鵜小学校 学びの部屋

〔場所〕

・学校の図書室を活用

〔活動内容〕

・放課後の図書室「学びの
部屋」で、読書や学び合
い等の自主学习

〔指導体制〕

・学習アドバイザー

放課後児童健全育成事業

〔対象〕

・1年生～3年生の留守家
庭児童

留守家庭児童会

〔場所〕

・「留守家庭児童会」の専用
ルーム
(学校の余裕教室、児童館、公
民館等に設置)

〔活動内容〕

・宿題、読書、遊び等を通し
て基本的生活習慣を身に
つけるよう生活指導

〔指導体制〕

・専任指導員

〔保護者負担〕

・5,000円

(6時までの預かりは7,000円)

連携

自由に
参加可能

各学校の集団下校時刻等に合わせて下校

17:00

18:00

「放課後子どもプラン」取組事例

【広島県三原市「放課後子どもプラン事業推進チーム」の設置】

【概要】

(1) 三原市「放課後子どもプラン事業」推進チームの設置

- ・市長の発案・主導により、総合的な放課後対策を推進するため「放課後子どもプラン事業」推進チームを、プロジェクトチームとして市に設置。

【委員】・教育次長をリーダーとして、16人で構成
・4人1組の班とし、1組が4校を担当
※市教育委員会(生涯学習課)、市長部局(市民生活課、子育て支援課)等、計7課が参画

【内容】(1)コーディネーターの活動支援
(2)各校区運営委員会の設立支援、委員会開催の準備の支援、委員会出席
(3)放課後子ども教室開設の支援、活動内容の充実支援 等

(2) 事業計画

- ・2年間で、市内すべての小学校(30校)での放課後子ども教室の開設を目指し、各校区運営委員会や放課後子ども教室の支援等を行う。

H19年度

放課後児童クラブを行っていない16校での実施

H20年度

市内すべての学校(30校)での実施

【実施体制】

放課後子どもプラン運営委員会

【委員】学識経験者、校区運営委員会、校長会、PTA、コーディネーター、放課後児童クラブ関係者等、15人で構成

【内容】(1)事業計画の策定
(2)両事業の連携方策の検討
(3)事業実施後の検証、評価 等

コーディネーター

退職校長や教頭等の学校関係者を、コーディネーターとして配置(4校区に1人)。学校や関係機関、児童クラブなどの調整等を担う。

活動支援

連携・調整

校区運営委員会

【委員】学校関係者、PTA、学校評議員、老人クラブ、ボランティア団体等、10人前後で構成

【内容】運営方法、スタッフの確保、活動内容等の検討

実施・検討

放課後子ども教室

【対象】

・実施校へ通学する1~6年生

【場所】

・体育館、図書室、余裕教室 等

【活動内容】

・学習(宿題等)、読書、スポーツ、昔遊び等

【指導体制】

・安全管理員、学習アドバイザー

(各1名ずつ。保護者をはじめとした地域住民ボランティア)

放課後児童クラブ

連携

20年度に向け、
連携の在り方を
検討

放課後子ども教室は、放課後児童クラブのない小学校校区に設置しているため、具体的な連携は、現在のところしていない。

放課後子どもプラン事業推進チーム

運営支援